

占用物件の点検結果の報告について(提出資料)

- 占用物件の点検結果について、地下占用物等連絡会議及び各道路管理者へ報告。
- 報告資料としては、点検の対象がわかる位置図・箇所情報リストに加え、異状箇所においては、詳細情報(異状の状況・写真、修繕等の予定時期 等)を報告。
- 点検の結果、異状が確認された箇所においては、修繕等の実施まで安全であることを確認するための資料を添付。(今年度より追加)

①総括表

地下占用物等連絡会議で報告

都道府県名	埋設施設 総延長	R7 年度の調査・点検状況			点検の方法等 (調査・点検手法、頻度、根拠法令等)
		実施延長	不具合箇所数	措置済み数	
●●県	●● k m	●● k m	●箇所	●箇所	〇〇の基準により〇〇の頻度で点検
●●県	●● k m	●● k m	●箇所	●箇所	〇〇の基準により〇〇の頻度で点検

地公体単位で、管内の

- ・施設の総数
- ・前年度の点検箇所数、不具合箇所数、措置済み数 等を報告

②点検等の結果(写真・位置図等)

各道路管理者に提出



道路占用者単位で、
・点検箇所が分かる資料を報告



異状箇所毎に、
・異状箇所の状況が分かる資料を報告

③占用物件の点検等の結果について【別記様式1ほか】【追加】

道路占用者単位で、②と併せて

- ・(1) 修繕等の措置等により、占用物件の安全性を確保予定
- ・(2) 修繕等の措置等が遅れる場合、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置と併せて報告予定

であることから、占用物件の安全性が確保されている旨報告

各道路管理者に提出

占用物件の点検等の結果について
占用物件の点検等の結果について、下記の通り報告します。

占用物件の点検等の結果について
占用物件の点検等の結果について別添の通り報告します。
(注) 別添には、次の各号に掲げる占用物件の点検等の結果(異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。)を添付し、異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置(以下「修繕等の措置等」という。)が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果と併せて該当箇所毎に別記様式2「占用物件の安全性を確保するための対応策等について(個別箇所)」を添付すること。
(1) 地下占用物等連絡会議において報告する占用物件
(2) 道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占用物件

2. 占用物件の安全性について
占用物件の点検等の結果、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合には修繕等の措置等を実施すること等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所を含む全ての箇所において占用物件の安全性が確保され、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないことを確認しています。

安全性	占用物件の安全性を確保するための対応策等	備考
☐	☐ 修繕等の措置等の実施等により占用物件の安全性が確保され、個別法令等における維持管理基準等を満たしている。	
	☐ 修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が生じた場合は、必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置の内容と併せて、別記様式3「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について」により事前に道路管理者へ報告する。	

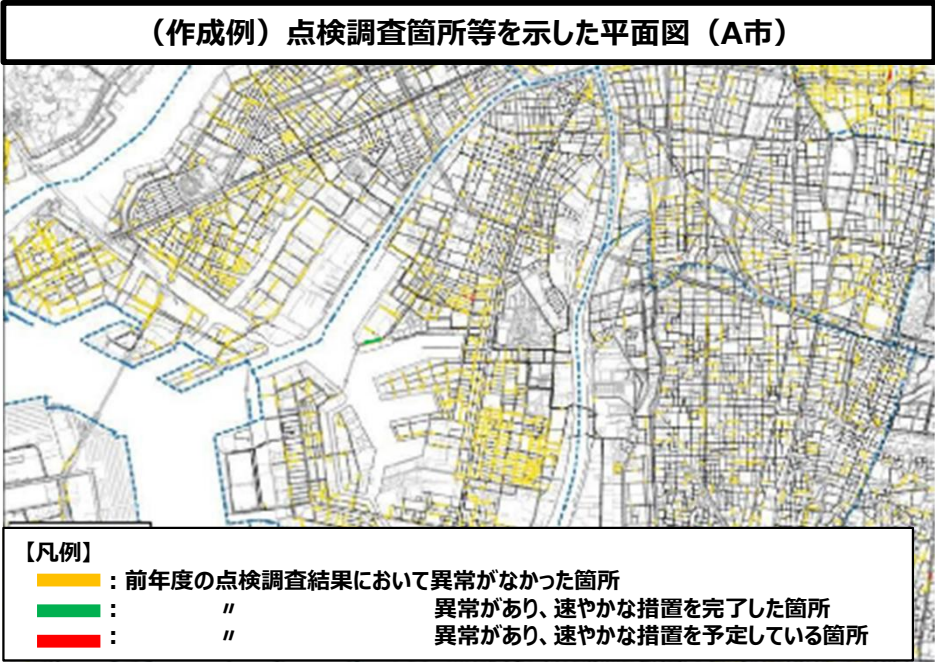
(注1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在しない場合は、「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合は、「占用物件の安全性を確保するための対応策等」欄の全てのチェックボックスにチェックを入れた場合のみ「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。
(注2) 「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の5の5の基準を遵守するために実施している内容を目指す。

点検結果のリスト(上下水)
点検結果のリスト(上下水)

※写真・図はイメージ

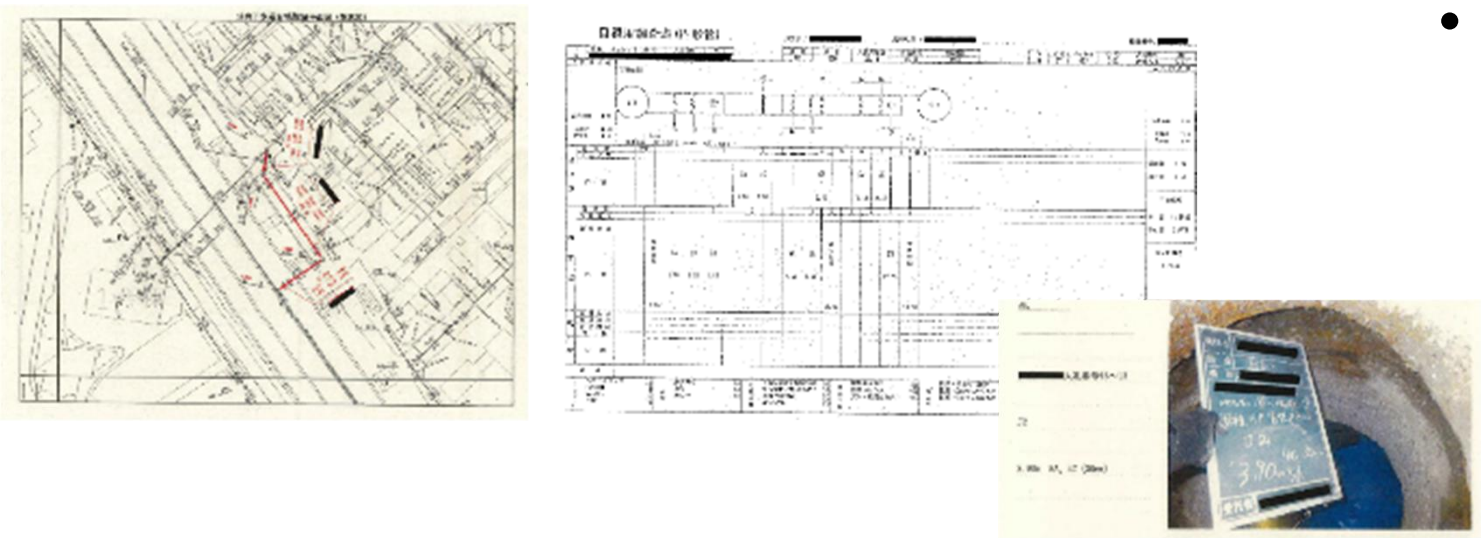
点検等の結果(写真・位置図等)【下水道事業者(水管理・国土保全局上下水道審議官グループ)】

①前年度の点検箇所を示した資料（P D Fまたは紙図面）



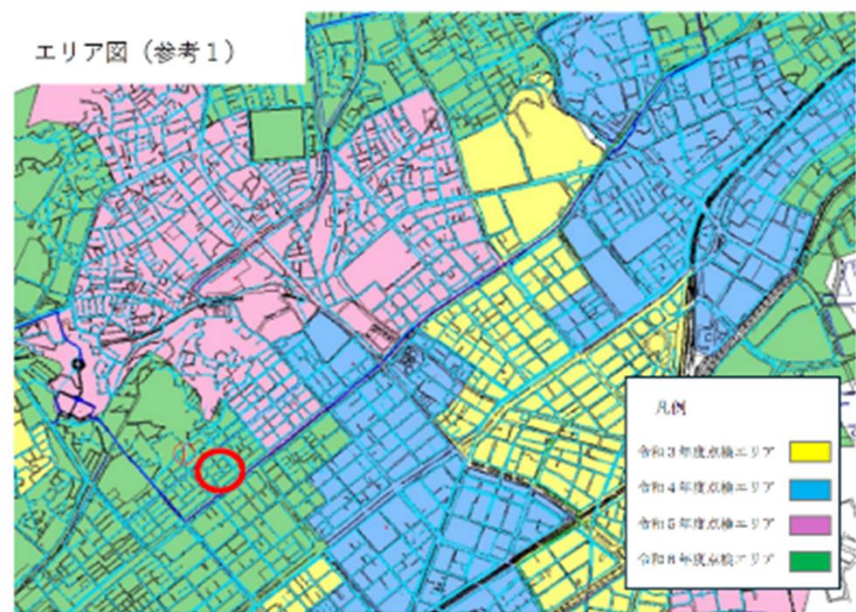
- 前年度の点検・調査箇所、及び点検の結果異常があった箇所（措置済、措置予定含む）が分かる資料を提出

②①のうち不良箇所の状況について（P D Fまたは紙図面）



点検等の結果(写真・位置図等)【水道事業者(水管理・国土保全局上下水道審議官グループ)】

①前年度の点検箇所を示した資料（PDFまたは紙図面）



※参考として複数年の実績を示している

- 前年度の点検エリアが分かる資料を提出
- ※ 赤い丸は修繕箇所

共有事項（令和6年度）

- 都道府県：●●県
- 事業者名：●●市水道局、●●水道企業団
- 点検結果
 - ・点検延長：●●km
 - ・点検方法：巡視、漏水調査等
 - ・エリア図（下図参照）
 - ・異状箇所数：●箇所
- 修繕結果：（下図参照）
 - ・修繕実施箇所数
 - ・修繕箇所 No.
 - 一道路区分：市道等
 - 一修繕内容：（異常内容、写真等）

②①のうち不良箇所の状況について（PDFまたは紙図面）

○修繕位置



○修繕写真



- 異常箇所の詳細が分かる図面等を提出

※ イメージであり、事業者により管理する図面や作業量が異なるため、実際の提出物や提出時期が異なる場合がある。

記載例(別記様式1)

(案)

【別記様式1】

年 月 日

宛名 (道路管理者)

占有者名 ○○ ○○

占有物件の点検等の結果について

占有物件の点検等の結果について、下記のとおり報告します。

記

1. 占有物件の点検等の結果について
- 占有物件の点検等の結果について別添のとおり報告します。
- (注) 別添には、次の各号に掲げる占有物件の点検等の結果(異状箇所が存在しない場合は点検箇所が分かる資料。異状箇所が存在する場合は点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占有物件の状況が分かる資料。以下同じ。)を添付し、異状箇所のうち、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占有物件の安全性を確保する措置(以下「修繕等の措置等」という。)が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果と併せて該当箇所毎に別記様式2「占有物件の安全性を確保するための対応策等について(個別箇所)」を添付すること。
- (1) 地下占有物等連絡会議において報告する占有物件
- (2) 道路構造又は交通に支障が生じた場合における類似条件下にある他の占有物件
2. 占有物件の安全性について
- 占有物件の点検等の結果、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合には修繕等の措置等を実施すること等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所を含む全ての箇所において占有物件の安全性が確保され、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないことを確認しています。

安全性	占有物件の安全性を確保するための対応策等		備考
☒	☒	修繕等の措置等の実施等により占有物件の安全性が確保され、個別法令等における維持管理基準等を満たしている。	
	☒	修繕等の措置等の遅れ等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが今後生じた場合は、必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置の内容と併せて、別記様式3「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について」により事前に道路管理者へ報告する。	

- (注1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在しない場合は、「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。また、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所が存在する場合は、「占有物件の安全性を確保するための対応策等」欄の全てのチェックボックスにチェックを入れた場合のみ「安全性」欄のチェックボックスにチェックすること。
- (注2) 「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占有物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占有物件については、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の5の5の基準を遵守するために実施している内容を指す。

記載例(別記様式2・3)

【別記様式2】

(案)

年 月 日

宛名(道路管理者)

占用者名 ○○ ○○

占用物件の安全性を確保するための対応策等について(個別箇所)

(1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

国道○○号上り ○○県○○市○○地先 歩道 下水道管
管理番号:XXXX-XXXX
許可番号:令和○年○月○日国道利第○○号

(2) (1)の箇所について行う安全性を確保するための対応策等

☒ ① 修繕等の措置や修繕等の措置を実施するまでの間の占用物件の安全性を確保する措置
(以下「修繕等の措置等」という。)が概ね1年以内に完了予定
(修繕等の措置等の内容・完了時期)

【安全性を確保する措置】内容:路面の巡視 時期:修繕完了までの間
【修繕】内容:管路の撤去、交換 完了時期:令和○年○月

☐ ② 修繕等の措置等が概ね5年以内に完了予定

(修繕等の措置等の内容・完了時期)

☐ ③ 修繕等の措置等を実施予定であり、個別法令等における維持管理基準等に適合する期限内に完了予定(①②に掲げるものを除く)

(修繕等の措置等の内容・完了時期)

☐ ④ 応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討

(注1) 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあると診断され、修繕等の措置等が未了のもの若しくは応急的な措置を講ずるなどして現段階では修繕等の措置等を必ずしも要しないが、今後注意して監視を続け、必要に応じて修繕等の時期を検討するものについては、点検等の結果(点検箇所が分かる資料に加えて位置図、図面及び写真等により占用物件の状況が分かる資料。以下同じ。)及び別記様式1「占用物件の点検等の結果について」と併せて該当該箇所毎に本様式によって報告すること。

(注2) (1)については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書や許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。

(注3) (2)①～④のいずれかのチェックボックスにチェックを入れ、必要事項を記入すること。

(注4) 「個別法令等における維持管理基準等」とは、各占用物件の管理等について定めた法令や条例、規則、ガイドライン等及び当該法令に基づき定められた規定における維持管理基準等を指し、個別法令において維持管理の基準が定められていない占用物件については、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の5の5の基準を遵守するために実施している内容を指す。

(注5) 道路占用者は、本様式において記載を求める事項の報告について、道路管理者の了解を得た上で本様式によらない形式により報告することができる。

(案)

【別記様式3】

年 月 日

宛名(道路管理者)

占用者名 ○○ ○○

道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置について

下記1. に掲げる箇所の占用物件については、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあり、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置を講じる必要があることから、下記2. に掲げるとおり措置を講じるので、報告します。

記

1. 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある箇所名

国道○○号上り ○○県○○市○○地先 歩道 下水道管
管理番号:XXXX-XXXX
許可番号:令和○年○月○日国道利第○○号

2. 必要に応じて実施する道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれを取り除くための措置

措置の内容①:路面の巡視の強化(1日1回→1日2回)
措置の時期①:道路構造・交通に支障を及ぼすおそれがなくなるまでの間

措置の内容②:地盤改良
措置の時期②:令和○年○月

措置の内容③:交通規制(○○県○○市○○～△△)
措置の時期③:道路構造・交通に支障を及ぼすおそれがなくなるまでの間

(注1) 1. の箇所の位置を確認するために、本様式と併せて、1. の箇所に関する地下占用物連絡会議等において報告された点検等の結果を添付すること。

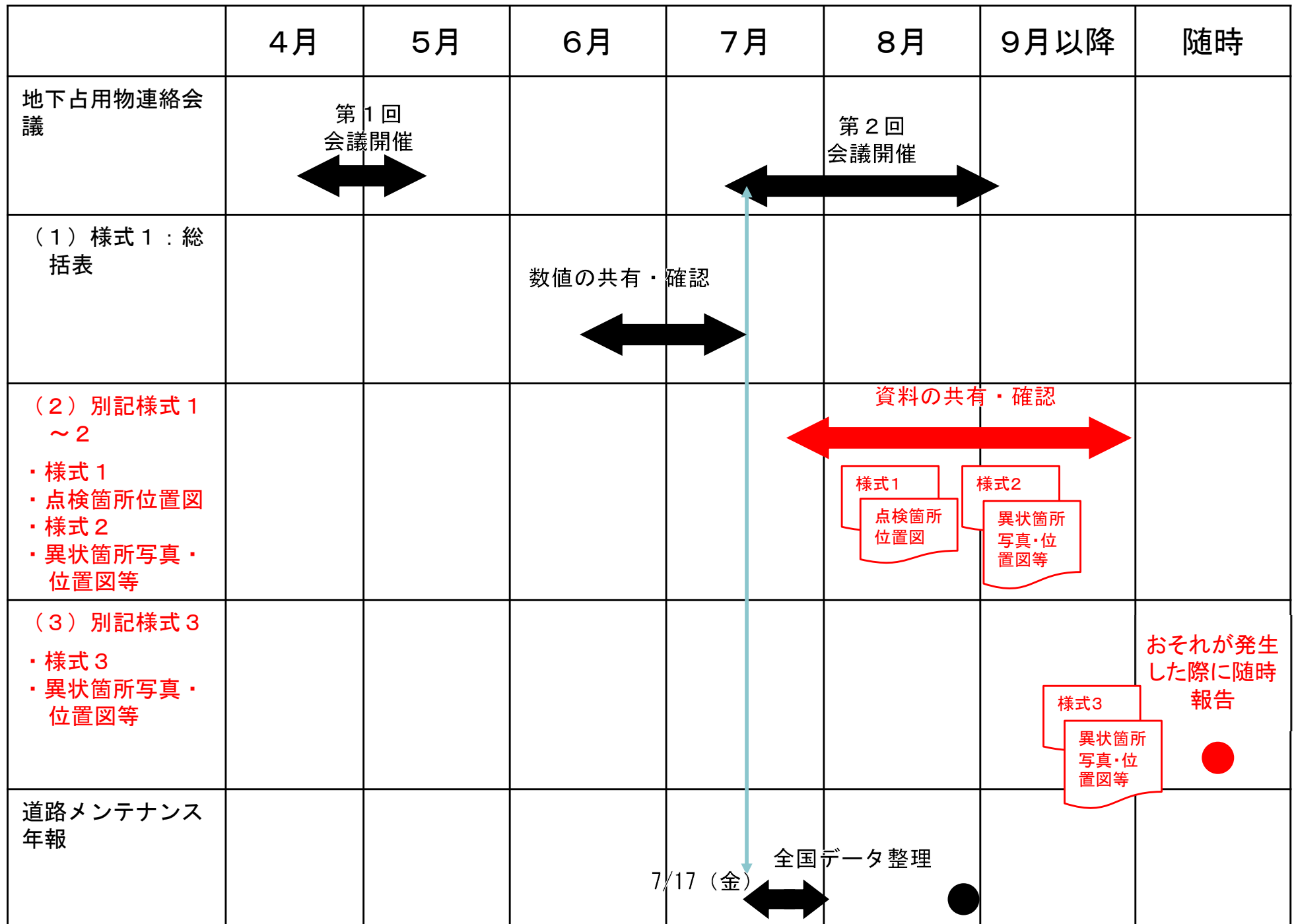
(注2) 1. については、点検等の結果における当該箇所名や占用許可申請書や許可書の記載事項等占用物件の特定に資する情報等を記載すること。

占有物件の点検結果の報告について(提出資料)

占有物件の状態			今回提出				提出資料	
			I 地下占有物等連絡会議 II 道路構造又は交通に支障が生じた場合における 類似条件下にある他の占有物件				I IIについて道路の構造又は交通 に支障を及ぼすおそれが生じた場合	
			別記様式1 (報告毎)	点検箇所が 分かる資料 (報告毎)	別記様式2 (箇所毎)	位置図、図面及び写真 等により占有物件の状 況が分かる資料 (箇所毎)	別記様式3 (箇所毎)	位置図、図面及び写真 等により占有物件の状 況が分かる資料 (箇所毎)
異状箇所なし			○	○	—	—	—	—
異状箇所 あり	道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと診 断されたもの		○	○	—	—	—	—
	道路の構造又は交 通に支障を及ぼす おそれがあると診断 されたもの	修繕等の措置が完了	○	○	—	○	—	—
		別記様式2の(2)①～③に該当する 物件	○	○	○	○	○	○
		別記様式2の(2)④に該当する物件	○	○	○	○	○	○

※この他、地下占有物等連絡会議に先だって総括表を提出

占有事業者との点検結果共有の当面の流れ



参照条文

○ 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)(抄)

(占用物件の管理)

第三十九条の八 道路占有者は、国土交通省令で定める基準に従い、道路の占有をしている工作物、物件又は施設(以下これらを「占有物件」という。)の維持管理をしなければならない。

○ 道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)(抄)

(占用物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 (略)

イ 電柱及び電線並びに水管、下水道管その他これらに類するもの (略)

ロ (略)

三 前号イに掲げる占有物件にあつては、道路占有者が、当該占有物件の点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占有物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者(協議会等(法第二十八条の二第一項に規定する協議会その他これに準ずるものをいう。))が組織されている場合にあつては、当該協議会等。以下この号において同じ。))が必要と認めるものについて、当該占有物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に一回の頻度で、道路管理者へ報告すること。